

法務ページ

2024.5
Vol.193

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

連休はどこかに行かれましたか



徒然なるままに Vol.141

初めての自炊生活



皆さん、こんにちは。
タニタの歩数計、体組成計、血圧計で健康管理を始めた社労士の妹尾です。年齢を重ねると、ちょっと運動したぐらいでは効果がありません。かえってビールが美味しくなるという副作用があります。(˘_˘)
ところで、先日、次男坊が県外へ進学をしたため引っ越しをしてきました。引っ越し後は寂しくなっていたら、ちょくちょく自分で作った晩ご飯の写真を送ってきます。
最初の頃は、焦げた肉うどん、焦げた野菜など炒め物を全部焦がしていて心配しましたが、だんだん上手になってきています。そういえば私も一人暮らしを始めたころ、餃子の皮と餡(あん)を作りすぎて、毎晩、必死で餃子を食べたことを思い出します。決してフードファイターを目指していたわけではありません。(˘_˘) (妹尾 悟)

知っ得！ 人事労務トピックス



●定額減税が始まるまでしておくこと

物価上昇にともなう家計負担を軽減する目的で、本年6月から定額減税が実施されます。それまでに行っておくべきこととして、定額減税の対象となる扶養親族等の確認をしておきましょう。

●「16歳未満の扶養親族」欄に記載された家族について、他の家族の扶養親族として定額減税を受けられる場合、**同じ家族が重複していないか？**

●令和6年5月31日までに新たに扶養に入った、扶養から外れた等、扶養控除等申告書の記載内容に変更が生じた家族はいないか？(扶養控除等申告書の修正が必要)

●扶養控除等申告書に記載されていない家族について、月次減税を希望するか？(合計所得金額が900万円を超える見込みのため、扶養控除等申告書に配偶者について記載していない場合：**その配偶者の合計所得金額が48万円以下で、日本に居住であれば、定額減税の対象**)

※定額減税については、当事務所HPでも随時、お知らせします

五月の花



こんにちは、スタッフの筒井です。
見頃の花が多いこの時期、花の名前はわかりますか。その特徴と共に楽しみたいものです。
繊細な茎の先から可憐な丸みを帯びた青い花を咲かせるネモフィラ。花の形が「鈴」に似ているすずらん。花の女王と表現され、香りも色も様々なバラ。茎はまるでシバのように広がった、桜に似た美しい花色の芝桜。細い茎の先に、まるで薄紙のような繊細で色鮮やかな花を咲かせるポピー。球根植物で先が尖った玉ねぎのような形のチューリップ。
などなど、連休中に花いっぱい場所を訪れて楽しむものいいかもしれません。

(筒井 浩美)

こどもの日



こんにちは、スタッフの川合です。
5月に入り、木々の緑もだんだんと色濃くなってきました。こどもの日が近づいてきて、近所のお庭にも優雅に青空を鯉のぼりがおよいでいます。川合家の鯉のぼりも急いでだそうと思います。
こどもの日とは「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する日」だそうです。こどもの日には息子が大好きな食べ物をたくさん用意して幸せに過ごせていけるようお願いしながら、楽しい時間を過ごそうと思います。
母にも感謝する日みたいなので、私の大好きなお寿司も用意しようかな…と考えています。🍣

(川合千愛輝)